



事務連絡第8号  
平成12年3月28日

都道府県労働基準局  
労災主務課長 殿

労働省労働基準局  
補償課長

### 健康管理手帳の更新について

労働福祉事業としてのアフターケアについては、平成元年3月20日付け基発第127号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」により実施しているところであるが、健康管理手帳の更新を行う場合の事務処理について、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、留意の上、運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

健康管理手帳の更新を行う場合の事務処理に当たっては、次のような方法を活用することにより更新の必要性の確認を行うこと。

- ~~1 労働者災害補償保険法施行規則第21条第2項第1号ロの規定に基づく、年金たる保険給付の受給権者の定期報告に添付される診断書による確認~~
- 2 アフターケア委託費請求内訳書（措置内容、傷病の経過）による確認
- 3 主治医等に対する照会等による確認

なお、上記の方法以外でアフターケア対象者より診断書の提出を求め確認する方法もあるが、この場合の費用は、アフターケア対象者本人の負担となることから、診断書を提出させる理由について十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。